

三木町告示第222号

三木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月11日

三木町長 伊藤良春

三木町条例第24号

三木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

三木町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三木町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。